

## 株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 1 日

株主および登録株式質権者各位

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7 号  
株式会社パイプドビッツ  
代表取締役社長 佐谷 宣昭

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「株式等決済合理化法」といいます。)同法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記の事項を公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座を開設する口座管理機関

株式等決済合理化法の施行に関して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等(株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様)のために当社が口座(特別口座)の開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

名 称 中央三井信託銀行株式会社  
住 所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

#### 2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項の定める事項(開設した特別口座、および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項)を通知いたします。

以上